1．この納税証明書は、三輪・四輪（乗用・貨物）の軽自動車並びに二輪の小型自動車の継続検査を受けるときに提示してください。継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。

2．継続検査の対象とならない車両（原動機付自転車、二輪の軽自動車、小型特殊自動車）については使用の必要がありません。

3．　証明書の有効期限欄等にご注意ください。

【お問い合わせ先】
おいらせ町　税務課
〒039-2192
青森県上北郡おいらせ町中下田135-2
TEL 0178-56-4704(直通)
受付時間 8:15～17:00

軽自動車税(種別割)について

1．課税の根拠
原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対し、毎年４月１日現在の所有者または使用者に課せられます。（地方税法第443条第1項および第3項、同法第463条の16、町税条例第80条、同条例第83条）なお、所有権留保付売買の対象となったものについては、買主を所有者とみなし課されます。（地方税法第444条、町税条例第81条）

2．納期限までにこの税金を納付しなかった場合
(1) 延滞金　納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、以下の割合で計算した延滞金が加算されます。
①納期限の翌日から１か月までの期間（年率）…7.3%　ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、延滞金特例基準割合に年1.0%を加算した割合（上限：年7.3%）
②納期限の翌日から１か月を経過した日から納付の日までの期間（年率）…14.6%　ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合（上限：年14.6%）
※　延滞金特例基準割合とは、各年の前々年９月から前年８月までにおける国内銀行の平均貸付割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。
(2) 督促手数料　督促状が発せられますと、督促手数料として、200円徴収されます。

3．審査請求について
この税金の賦課について、不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、３か月以内に審査請求をすることができます。
この税額の決定の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に町を被告して提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、下記の場合は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

4．納税義務者発生消滅による申告について
納税義務が発生した者はその発生の日から15日以内に、また納税義務が消滅した者はその消滅の日から30日以内に町長に対し申告しなければなりません。（地方税法第463条の19第1項、町税条例第87条）

5．減免ついて
身体に障害を有する人で、一定の要件に該当する場合は減免の申請をすることができます。納期限までに申請書を提出しなければなりません。詳しくは税務課へお問い合わせ下さい。

種別		税率（円）
原動機付自転車	第一種一般原付	2,000
	第一種特定原付	2,000
	第二種乙	2,000
	第二種甲	2,400
	ミニカー	3,700
小型特殊	農耕作業用	2,000
	その他	5,900
二輪の小型自動車		6,000

種別			税率（円）	新税率（円）	重課税率（円）
軽自動車	二輪		3,600		
	三輪		3,100	3,900	4,600
	四輪 乗用	自家用	7,200	10,800	12,900
		営業用	5,500	6,900	8,200
	四輪 貨物	自家用	4,000	5,000	6,000
		営業用	3,000	3,800	4,500
	雪上走行用		3,000		

※新税率が適用される三輪以上の軽自動車は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両です。
※最初の新規検査から13年を経過した三輪・四輪の軽自動車に対しては、重課税率が適用されます。

この領収書は、5年間保存して下さい。

◎納付場所
下記の金融機関等
・青い森信用金庫(本店・各支店)
・青森みちのく銀行（本店・各支店）
・十和田おいらせ農業協同組合（本店・各支店）
・青森県信用組合(本店・各支店)
・ゆうちょ銀行及び郵便局（ただし、東北6県内に限る。）
・おいらせ町役場(本庁舎会計課・分庁舎町民課分室)
・全国の地方税統一QR対応金融機関

下記のコンビニエンスストア
MMK設置店
（イオン、NewDaysなど）
※一部店舗除く
くらしハウス
セイコーマート
スリーエイト
生活彩家
セブン-イレブン
デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア
ファミリーマート
ポプラ
ミニストップ
ヤマザキデイリーストアー
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ローソン
タイエー
ハセガワストア
ハマナスクラブ

◆スマートフォン決裁アプリ◆
納付書表面側のeL-QRをスマートフォン決済アプリで直接読み取ることでお支払いいただけます。
対応するアプリは「地方税お支払いサイト」内の「スマートフォン決済アプリ一覧」からご確認ください。

【お問い合わせ先】
おいらせ町　税務課
〒039-2192
青森県上北郡おいらせ町中下田135-2
TEL 0178-56-4704(直通)
受付時間 8:15～17:00

収納代行会社　株式会社しんきん情報サービス

（ご注意）
下記の場合は、コンビニエンスストアでの納付(お支払い)はできません。左記の金融機関又はおいらせ町役場本庁舎会計課・分庁舎町民課分室をご利用ください。
・コンビニ取扱期限を過ぎた場合
・納付書にバーコードがない場合
・30万円を超える納付書の場合
・金額を訂正した場合
・バーコードの読み取りができない等、受付ができない場合
・コピー、写真、スクリーンショットの場合

※納付の際には、各納付書に記載の期別・納期限をご確認ください。
※金融機関及びコンビニエンスストアは、合併等により名称等の変更が生じる場合があります。

株式会社しんきん情報サービスとコンビニエンスストア等とは代行業務を行うための「料金収納業務契約」を結んでいます。

(ご注意)この用紙は機械で処理しますので、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。